定例監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第４項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

記

1. 監査対象及び実施期間

|  |  |
| --- | --- |
| 監 査 対 象 | 実 施 期 間 |
| 経営企画部  ・情報政策課  ・広報統計課  ・秘書課    平成28年4月1日から平成28年12月31までに執行された所掌事務事業について | 平成29年1月31日  ～    平成29年2月27日 |

1. 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 青 木 紘

1. 監査の概要

今回の監査は、平成28年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った｡ 監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した｡

1. 監査の結果

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。

なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

（１）意見

マイナンバー制度の導入により、個人情報保護の重要性が益々高まってきていることから、各種の個人情報が流出しないよう、職員の情報セキュリティ意識のさらなる向上を図るとともに、情報システムのセキュリティ対策を徹底されたい。

（情報政策課）